

令和7年広審第29号

裁 決

漁船A漁船B乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年12月9日09時35分

広島県倉橋島大浦埼西方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	漁船B
総 ト ン 数	9.7トン	9.7トン	
登 録 長	14.33メートル	14.33メートル	
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関	
出 力	143キロワット	143キロワット	

3 事実の経過

(1) 設備等

A及びBは、同型船の機船船びき網漁業に網船として従事するF R P製漁船で、いずれも船体中央部やや前方に操舵室を配し、Aの同室前部中央に舵輪、右舷側に機関操縦レバー、左舷側に自動操舵装置及び魚群探知機が、Bの操舵室前部中央に舵輪、舵輪前面中央にレーダー、同右方に機関操縦レバー、G P Sプロッター及び魚群探知機、同左方に自動操舵装置がそれぞれ備えられていた。

(2) 操業形態等

A及びBが行う操業は、広島県倉橋漁港を基地とし、網船2隻ほか探索船及び運搬船の計4隻からなる船団を組み、毎年6月から翌年2月までの期間、倉橋島周辺を漁場とするもので、出漁にあたり、各船首部及び船体中央部をそれぞれ固定し、Aの左舷とBの右舷とを接して固定した並列状態（以下、同状態の両船を「A B列」という。）を構成し、専ら、Aの操船により漁場まで航行し、漁場に到着して同列を解き、操業を行っていた。

(3) 本件発生に至る経緯

A・Bは、Aにa受審人ほか3人が、Bに3人がそれぞれ乗り組み、いわし漁の目的で、ともに船首0.3メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和6年12月9日06時00分倉橋漁港を発し、大浦埼南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、大浦埼西方沖合には、同埼南端から西方約800メートルのところに南北約100メートル東西約250メートルの範囲に、平均水面からの高さ2.7メートルの水上岩及び干出岩を含む危険界線で囲まれた浅所の沖ノ石（以下「沖ノ石浅所」という。）が存在し、BのG P Sプロッターを拡大表示にすると沖ノ石浅所が

表示されていた。

a 受審人は、07時15分前示漁場に到着して操業を行ったのち、09時30分同漁場を発進して大浦崎南西方沖合を北上した。

a 受審人は、Aの魚群探知機、Bのレーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で単独の操縦に当たり、09時31分半広島県呉市音戸町に所在する四等三角点大浦崎（以下「大浦崎三角点」という。）から207度（真方位、以下同じ。）1,390メートルの地点で、針路を003度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、沖ノ石の存在は承知していたものの、付近の浅所の詳細までは把握していなかったが、Bの乗組員が浅所に接近すれば知らせてくれるものと思い、BのGPSプロッターで水深を確かめるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、沖ノ石浅所に向首続航し、09時35分大浦崎三角点から225度850メートルの地点において、AB列は、原針路及び原速力で、Aが同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは船尾部船底外板に破口を伴う亀裂及び機関に濡損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、大浦崎南西方沖合において、同崎北西方沖合に向けて航行する際、水路調査が不十分で、沖ノ石浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大浦埼南西方沖合において、同埼北西方沖合に向けて航行する場合、沖ノ石浅所に向首進行することのないよう、BのGPSプロッターで水深を確かめるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、Bの乗組員が浅所に接近すれば知らせてくれるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同浅所に向首進行して乗揚を招き、Aの船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月18日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則